

地域再生計画

1 地域再生計画の申請主体の名称

小野市

2 地域再生計画の名称

NPO との協働によるまちづくり

～自治体と住民の関係再編による地域活性と自治体改革～

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成15年度～平成20年度（6年間）

4 地域再生計画の意義および目標

小野市は、兵庫県の南東部に位置する人口5万人のまちで、北と南には中国・山陽両自動車道が東西に走り、南北には国道175号と広域交通網に恵まれ、また、県下最大の河川「加古川」が市域を南北に流れており、古くから水や水辺とのかかわりから生活や産業、文化が発達してきた地域である。

本市は、夢プラン2010おの総合計画で、『人いきいきまちわくわく“ハートフルシティおの”』を市の将来像として掲げ、市民のライフスタイルやニーズが多様化する中、自己実現を可能とする市民一人ひとりが、主体的にかつ積極的に社会活動に参画し、市民が中心となって創造していくまちを目指している。

まちづくりの主体である市民・地域・行政が協働でまちを創っていくためには、みんなが市の将来像を共有し、それに向けて行動していくことが重要である。地方自治体の役割は自らが政策を提言・実施するに留まらず、市民の手による社会的活動が活発化してきた現在、当該活動について市民自身が判断し、行動できるように条件を整えていくことが重要な役割となっている。

特定非営利活動促進法が施行されて以来、全国におびただしい数のNPO法人が創設されたが、現段階では小規模なものが多く、アメリカピッツバーグ市のごとく社会の構造や市民生活に直接的な影響を及ぼす水準には達していない。この背景には、経験やネットワークの不足、財政基盤の脆弱さ、社会的期待の希薄さなどがあるものと思われる。しかしながら、行政のスリム化と、希薄化しつつある近隣関係の再構築、高齢社会を背景とした人材の活用、

ワークシェアリングの必要性など、NPO法人等に期待される社会的な要素は少なくない。NPO法人をはじめとする社会活動に従事する市民団体の活性化を図り、互いの長所を活かしながら役割分担と協働を推進することが、21世紀の地域社会において重要な課題である。

本計画は、市内および周辺地域の市民活動の活性化と行政のスリム化を目標として、自治体と住民の関係を再編するという考え方に立ち、NPO法人及び市民団体との協働体制を構築し、地域の改革と自治体の改革の双方を目指すものである。

計画では、「拠点づくり」、「人・組織づくり」、「協働の推進」の3つの柱を掲げている。

- 「拠点づくり」は、地域で行われている様々な市民活動の拠点となる場の確保である。情報発信や各種活動グループの交流の場であるハートフルサロン、ワ

ークスペースや活動発表を行えるホール等を備えた複合型の市民活動拠点「小野市うるおい交流館」(5,700 m²)を建設し、市民活動の拠点を創出する。また、うるおい交流館の管理と運営については、市民活動の活性化を目指し中間支援団体として誕生したNPO法人「北播磨市民活動支援センター」を指定管理者として指定し、市民の手と発想による管理運営を目指す。

合わせて、中央公民館についてもコミュニティセンターに転用し、従来の小野市民全体を対象とする生涯学習事業も継続発展させながら、小野地区住民のコミュニティ活動の拠点となることを目指す。

- 「ひと・組織づくり」は、当該計画の最も重要な要素であるひとづくりやリーダーの育成、団体組織の活動の支援を行うものである。地域の課題に地域住民が主体となって取り組むシステムづくりとその推進のため、主要な担い手としてNPO法人の位置付けを行い、まちづくり交付金の活用によりNPO法人の活動を支援し、研修会の開催、広報誌発行等の情報発信、人材登録事業、相談業務、事務所機能の提供、法人化の支援、ネットワークづくり等を行う。

また、中央公民館のコミュニティセンターへの転用は、16年度に組織された「小野地区地域づくり協議会」及び「地域元気アップ活動団体(12団体)」による主体的な市民活動を一層推進するものと期待される。

- 「協働の推進」では、行政と市民団体やNPO法人のそれぞれの特徴とメリットを生かし、まちづくりにおける役割分担と協働を進めるものである。市業務のアウトソーシングの推進やまちづくり交付金を活用した補助金支援を行い、市民が主体的に取り組む分野を拡大させ、市民活動の場の提供と生き甲斐づくりをすすめる、合わせて行政はそのスリム化を行う。

また、中央公民館のコミュニティセンターへの転用は、各種市民団体の代表者からなる「小野地区地域づくり協議会」の主体的なセンター運営の出発点となるものである。

計画の特徴

計画は、市内に誕生した中間支援を行うNPO法人「北播磨市民活動支援センター」に対して、行政から各種事業のアウトソーシングを行い、事業の主体性の移行とNPO法人の経営の安定化を図る。同時に、同NPO法人は、ひとづくりや組織づくりを進め、他の市民団体への支援を通じてこれをNPO法人へと導き、当該委託業務の分散化と活動の活性化、ネットワーク化を目指すものである。また、一方で、行政は組織のスリム化と管理・運営費用の削減を図るものである。

行政業務の一部や特定の施設管理をNPO法人に委託する例は各地に存在するものの、本市における実践は以下の点において特徴を有する。

第1に、当面の業務の委託先であるNPO法人北播磨市民活動支援センターは、自らが業務を受託する一方で、当該業務の内容に適した人材を発掘・育成することで独立したNPO法人を育てることを目的としている点である。こうした方法は、肥大化した第2の行政機関をつくる危険性を避けると共に、具体的な目標を有する独立したNPO法人が複数存在するという結果をもたらす、相互の緊張関係により適正な運営が期待できる。第2に、うるおい交流館の指定管理者としての業務委託にかかるプロセスとその規模である。500人規模の多目的ホールを含めた大規模な複合施設の建設において、NPO法人北播磨市民活動支援センターは、その

基本構想、設計、設備内容などすべての場面において中心的な役割を担ってきた。NPO 法人との協働は、あらゆる場面における情報の共有と共同決定であるとの理念に基づいて、行政との関係を築いてきた。なお、指定管理者制度を利用した NPO 法人への施設管理委託の中でも、同施設ほど大きな規模の管理・運営の委託は全国でも稀なものであるといえよう。第 3 に、NPO 法人北播磨市民活動支援センターは、その名の

とおり、小野市だけを対象とするものではなく、近隣市町の市民団体等の支援も視野に入れて活動を行っている点である。理事・評議員は北播磨地域全域から集まっており、市民レベルでの市町連携を具現化したものとなっている。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

本計画は、NPO 法人を媒介として行政と市民との間に新たな関係を構築しようとするものであり、その目標は市民自身の手による生き甲斐の創造と地域ならびに近隣市町間の人的交流の促進でもある。

従来行政サービスとして行ってきた各種の生き甲斐創造事業について、市民自身の創意と工夫によって行われる道をつくることにより、市民の自立性の向上とニーズにマッチした事業が行われやすくなると考えられる。また、行政が行う場合には、市民への平等性等を重視する必要性から実施までに時間を要する事業についても、NPO 法人が行うことによりフレキシブルに且つタイムリーにその対応が可能となる。

また、小野市うるおい交流館は、指定管理者である NPO 法人北播磨市民活動支援センターがすべての側面において管理・運営を行うことになるが、同センターでは、館内の清掃や花や植栽管理などについて、極力近隣の高齢者等にワークシェアリングの形で働いてもらう計画であり、経済的な効果とともに高齢者の生き甲斐づくりにも繋がるものと予想される。

さらに、本市では NPO 法人に対して、国際交流、男女共同参画事業など市民間の交流に係る各種事業のアウトソーシングを進めており、NPO 法人では、うるおい交流館を拠点としながらこうした複数の交流事業を行政の垣根を越え有機的に結合させて実施することが可能となり、言い換えれば、この種の事業が市民自身の手任せられることにより、その本来の目的が達成されやすくなるものと考えられる。なお、こうした事業のアウトソーシングは、行政と NPO 法人や市民との役割分担を明らかにしていくものであり、合わせて本市においては職員数の削減等行政機構のスリム化を実現できるものでもある。

加えて、中央公民館のコミュニティセンターへの転用は、小野地区住民の地域再生・活性化への意欲を高め、その活動を活性化させるのみならず、地域住民の日常的な交流拠点として、住民相互の連帯感を高める役割を果たすものと予想される。そして、こうした交流の活性化は、「まちおこし、ことおこし」事業に対する地域住民の主体的な参加につながるものと期待される。

6 講じようとする支援措置の番号および名称

- 208001 地域づくり支援室などアドバイザー機能の強化
- 212028 まちづくり交付金の創設
- 13004 補助対象施設の有効活用

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他の関連する事業
該当なし

8 その他の地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- 市民参画推進条例の制定
- パートナーシップ協定の制度化
- 条例及び管理規則等の改廃
- コミュニティルーム・コミュニティホールの新設
- 地域コミュニティ活動支援事業補助金の交付

1 支援措置の番号及び名称

番号：208001

地域づくり支援室などアドバイザー機能の強化支援

2 当該支援措置を受けようとする者

小野市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) テーマ

「NPOとの協働によるまちづくり」

～自治体と住民の関係再編による地域活性と自治体改革～

(2) 取組内容

当計画は、市民一人一人が主体的かつ積極的に社会活動に参加することにより、地域が抱える様々な課題を市民自身の手により解決できる力を育てるとともに、市民が新たな価値を創造できるまちづくりを目指すものである。

そのため、市民活動の拠点施設を整備すると共に、NPO法人との協働により、ひとづくり・組織づくりのための各種施策を推進し、もって市民活動の活性化と行政との協働を実現する。

地域再生計画に係る当該支援措置に該当する事業としては、リーダー養成やグループの活動を支援育成していくための各種事業を展開していく計画である。

- 市民活動を普及啓発するための市民活動フォーラム、市民活動の核となるリーダー等研修会、活動の啓発や連携推進のための市民活動発表会等の実施。

4 支援措置を講じようとする日

平成15年度～平成20年度

1 支援措置の番号及び名称

番号：212028

まちづくり交付金の創設

2 当該支援措置を受けようとする者

小野市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) テーマ

「NPOとの協働によるまちづくり」

～自治体と住民の関係再編による地域活性と自治体改革～

(2) 取組内容

当計画は、市民一人一人が主体的かつ積極的に社会活動に参加することにより、地域が抱える様々な課題を市民自身の手により解決できる力を育てるとともに、市民が新たな価値を創造できるまちづくりを目指すものである。

そのため、市民活動の拠点施設を整備すると共に、NPO法人との協働により、ひとづくり・組織づくりのための各種施策を推進し、もって市民活動の活性化と行政との協働を実現する。

地域再生計画に係る当該支援措置に該当する事業としては、当計画がまさしくまちづくり交付金の枠組みにある「地域の主役たる住民、NPO等の活動と一体となったまちづくりの推進」を目指すものであり、その重要な役割を担う中間支援団体のNPO法人の活動支援及び連携が不可欠となっている。

○ NPO法人「北播磨市民活動支援センター」の活動支援

活動補助金：広報誌発行や研修会開催、講師費用、人材登録事業など活動支援

平成16年度から20年度

○ 中央公民館のコミュニティセンター転用にともなう改修工事支援

平成17年度から18年度

上記に対するまちづくり交付金の支援

4 支援措置を講じようとする日

平成16年度～平成20年度

1 支援措置の番号及び名称

1 3 0 0 4 補助対象施設の有効利用

2 当該支援措置を受けようとするもの

小野市

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

(1) テーマ

NPO との協働によるまちづくり

～自治体と住民の関係再編による地域活性と自治体改革

(2) 取組内容

○ 方針

地域コミュニティセンターを活動拠点として、小野地区地域づくり協議会が組織を拡大し、各部会を設けて「ひとおこし、まちおこし、ものおこし」事業を創造実施する。

地域コミュニティセンターの運営

小野地区地域づくり協議会が住民を交えたなかで、地域課題、現代的課題及び住民ニーズに対応したコミュニティセンター事業を協議し、主体的に計画、実施する。

「はないっばい、美しい」まちづくり

住民から「花の精」を公募し、まち花いっぱい創造事業を実施するほか、美しいまちづくり運動を展開する。

「光り輝く、元気な」まちづくり

クリスマスイルミネーション事業を小・中学生や住民参画のもとに年々規模を拡大して、街を光のオブジェで包み込む。

「懐かしの小野陣屋町創造事業

全国唯一の 1 万石の陣屋町の妙をすべての住民に認識させ、武家街の景観保存と町屋建造物群を有効に活用した陣屋町の観光地化に乗り出す。

コミュニティホール、コミュニティホール活用事業

市民の自由な発想に基づく市民カフェ、市民ミニコンサート、市民創作品発表会及び即売会等に活用し、主体的で元気な小野市民を創出する。

3 地域再生の取組を進めようとする期間

平成 16 年度～平成 20 年(5 年間)